

加入されましたか？

フェニックス共済

自然災害への備えに プラスワン！

兵庫県住宅再建共済制度



阪神・淡路大震災で学んだ教訓「助け合いの大切さ」を生かした兵庫県のフェニックス共済。次なる自然災害への自らの備えとなるだけでなく、被災した方の住宅再建を支援することになります。ぜひご加入ください。

兵庫県知事 井戸 敏三



※すでに加入されている方は、自動継続となります。改めて申込まないでください。

POINT

① 小さな負担で大きな安心

- ・年 5,000 円の負担で、半壊以上の被害を受けた住宅の再建等に最高 600 万円の支援
・火災保険の付帯も不要。住宅の規模・老朽度に関係なく、定額の負担で、定額の給付
・翌年度以降の継続分の負担金を 3 年以上一括してお支払いの場合には、1,000 円～5,000 円を割引

Table with 3 columns: 給付金の種類, 給付対象, 給付金額. Rows include 再建等給付金 (600万円), 補修給付金 (200, 100, 50万円), 居住確保給付金 (10万円).

- 1 兵庫県以外で再建・購入した場合は、1/2の額となります。
2 賃貸住宅等については、所有者が加入できますが、別途制約があります。

POINT

② 地震保険等との併用可能

- ・地震保険や他の保険・共済制度との併用可能
・給付金についても、他の地震保険・共済等とは別にお支払します

POINT

③ 兵庫県が実施する信頼の制度

- ・兵庫県が、条例に基づき実施する全国初の制度((財)兵庫県住宅再建共済基金に運営を委託)

POINT

④ すべての自然災害に対応

- ・地震だけでなく、津波、風水害、地すべり・落石、雪崩、落雷など、すべての自然災害による、半壊以上の被害に対応
・地震などの自然災害で発生した火災も対象

POINT

⑤ 加入手続きが簡単・便利

- ・加入申込書を郵便局に提出または郵送するだけ
・お支払いは、銀行・郵便局の口座振替、または、クレジットカード支払いのいずれかを選択
・インターネットでもお申し込みいただけます。
・加入申込書設置場所：県・市町、郵便局、JA など

POINT

⑥ 県内にマンション、戸建住宅等を所有する方が対象

- ・兵庫県内に住宅（戸建、マンション、賃貸住宅、社宅等）を所有されている方なら、どなたでも加入できます。



<お問い合わせ先> 〒 650 - 8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 (兵庫県庁内)

[加入相談] (財)兵庫県住宅再建共済基金 ☎ 078 - 362 - 9400 (専用電話 平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

[制度全般] 兵庫県復興支援課 ☎ 078 - 362 - 4339 (直通) 但馬県民局企画調整部防災課 ☎ 0796 - 26 - 3618 (直通)

ホームページ http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html

<申込書の提出先> 送信用封筒のページを切り取って封筒を作成し郵送していただくか、市役所に提出してください。

市役所社会福祉課 ☎ 672 - 6123 生野支所市民課 ☎ 679 - 5801

山東支所市民課 ☎ 676 - 2080 朝来支所市民課 ☎ 677 - 2110